

こんにちは 岡山市消費生活センターです!

新年あけましておめでとうございます!今月は、店舗で購入した商品をクーリングオフで返品しようとしたところ、断られた事例について紹介します。店舗購入にクーリングオフは適用されないので注意しましょう。

【事例】

昨日、店舗で気に入った洋服があったので購入した。しかし、家に帰ってから、同じような洋服を持っていたことを思い出した。

未使用であり、値札もついたままな ので、レシートを持参して翌日クーリン グオフでの返品を店舗に申し出たと ころ、返品はできないと言われた。



返品できない? 店舗での購入に注意!

【ひとことアドバイス】

- ★クーリングオフは、訪問販売や電話勧誘販売など、消費者にとって不意打ち性のある契約をした場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。
- ★店舗購入には、クーリングオフを適用することは できません。店舗によってはレシートの持参で 返品に応じる場合もありますが、これはあくまで も店舗側のサービスなので注意しましょう。
- ★インターネット通販やテレビショッピングなどの 通信販売についても、クーリングオフは適用で きません。返品の可否や条件は、特約があれば それに従うことになります。
- ★不安なことがあれば、早めにお住いの地域の 消費生活センターへご相談ください。

消費生活相談

こちらから→

ご相談は

フォームによる

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 : 🛣 (086)803-1109

(消費者ホットライン188も可)

受付時間 :月~金曜日 9時~16時

(祝日・年末年始除く)

対象者:岡山市民の方

(県外・市外の方はお住いの地域の消費生活相談窓口にお願いします。)



